平成27年度岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時: 平成27年4月27日(月)

午後2時~

会場:岡崎市役所福祉会館3階303号室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局職員自己紹介
- 4 議事
 - (1) 会長選任
 - (2) 児童福祉専門分科会の職務、役割について
 - (3) 平成27年度新規事業等について
 - ・認可外保育施設補助業務 資料 1-1、1-2
 - ・産前産後家庭支援業務(産前産後ホームヘルプサービス) 資料 2
 - ・母子生活支援施設「いちょうの家」指定管理者選定 資料3
 - (4) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援員の配置について 資料 4
- 5 報 告
 - ・おかざきっ子 育ちプラン 岡崎市子ども・子育て支援事業計画
 - ・福祉の村施設整備業務(こども発達センター・友愛の家) 資料 5
- 6 閉 会

認可外保育施設補助業務 [予算額 11,619 千円]

【事業目的】

市内の認可外保育施設を利用する児童の<u>健康診断の費用</u>及び、<u>施設の運営に係る必要経費と低年齢・障がいのある児童の受入れに係る人件費</u>の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質の向上及び、安全で衛生的な保育環境の確保を図ります。

【補助対象施設数】

11施設(平成27年4月現在)

【入所児童数】

169人(平成 26 年 6 月現在) うち3歳未満児 117人、3歳以上児 52人

新規 施設運営費補助金(施設設置者)	健康診断料補助金(保護者)
【対象】 認可外保育施設指導監督基準適合証 明書の交付を受けている施設 6施設	【対象】 市内在住でかつ継続して1か月以上入 所している児童の保護者
【補助内容】 保健衛生費、園児賠償責任保険掛金と 管理費、人件費 (予算額:11,095 千円)	【補助内容】 入所児童健康診断受診に要する経費 (補助上限額UP 1,000円/1回 ⇒ 2,000円/1回) (予算額:524千円)

こども部 保育課 管理班 (23-6832)

【証明書を交付している施設】

	施設名	保育時間	休園日	所 在 地	電話番号
1	蓮華の家 共同保育園	7:30~19:00 (第1・第3土曜日は 8:30~12:30)	日曜・祝日・ 第2、4土曜	〒444-0825 岡崎市福岡町西市仲27	54-9555
	めぐみ ワンダーランド託児室	8:00~19:00 (第2・第4土曜日は 8:00~14:00)	日曜・祝日・ 第1、3、5土曜	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	55-4416
3	キッズブ ラネット エリオット	7:30~19:30 (平·土) 9:00~19:30 (日·祝)	無休	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-5-2	25-2203
4	保育所ちびっこランド おかざき駅前園	7:30~18:00	日曜・祝日	〒444-0813 岡崎市羽根町字池下59-1	58-3415
5	保育所ちびっこランド おかざき中央園	7:30~18:00	日曜・祝日	〒444-0072 岡崎市六供町3-4	24-9415
6	託児園 ソリッソ	8:00~19:00	土曜・日曜・祝日	〒444-0053 岡崎市板屋町 2	21-4851

[※]証明書・・・厚生労働省が定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設に交付しているものです。

【証明書を交付していない施設】

	施設名	保育時間	休園日	所 在 地	電話番号
7	はっぴーキッズ	7:30~18:00	日曜・祝日	〒444-0203 岡崎市井内町風見23	55-9611
8	クローバー インターナショナル プリスクール	8:00~19:00 (平日) 10:00~15:00 (土・日)	祝日	〒444-0825 岡崎市福岡町字居屋敷50	71-4174
9	キッズルーム ハグくみ	8:00~22:00 (平·祝) 9:00~21:00 (土·日)	無休	〒444-2122 岡崎市鴨田本町4-2	23-8933
10	プティット岡崎 保育ルーム	8:00~17:00	土曜・日曜・祝日	〒444-2137 岡崎市薮田2丁目1-1	24-8980
11	チャイルドマインダー ゆうこ	24時間	日曜	〒444-0806 岡崎市緑丘1丁目3-7	53-9619
12	まちなかいつでも託児 まざりん	10:00-12:00	木曜・日曜	〒444-0085 岡崎市康生通東1丁目21 みどりやビル2階	23-7666

「認可外保育施設」とは、保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事等の認可を受けていない(認可保育所ではない)保育施設を総称して呼んでいます。

利用料金や申込方法をはじめとして、その運営や設備などについては、それぞれの施設で異なりますので、直接、施設へお問い合わせください。

大切なお子さんを預ける施設を選ぶにあたっては、厚生労働省の「よい保育施設の選び方 十か条」を参考に、施設の保育内容等をよく調べたりすることが重要です。

これは、児童福祉法第59条の2に基づき、岡崎市に届出をした施設の一覧です。

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の保育の質の向上を図り安全で衛生的な保育環境を確保するため、予算の範囲内において岡崎市認可外保育施設運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもので、愛知県又は岡崎市に対し法第59条の2第1項の規定により届出がされている施設をいう。
 - (2) 入所児童 認可外保育施設に一定期間以上継続して入所している岡崎市に住民登録を有する小学校就学前の児童で、いずれの認可保育園及び認可幼稚園にも就園していない者をいう。
 - (3) 施設職員 認可外保育施設において保育に従事している職員で、調理及び調乳に携わる者をいう。

(補助対象施設)

- 第3条 補助金は、次の各号のすべてに該当する認可外保育施設に対し、交付するものとする。
 - (1) 年間を通じて1日につき岡崎市在住の入所児童が概ね6人以上入所していること。
 - (2) 保育時間は、原則として8時間以上であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
 - (3) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年厚生労働省雇児発第177号) に定める認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)を満たし、岡崎市認可外保育施設指導監督基準適合証明書の交付を受けている施設であること。
 - (4) 補助申請を行う年度の4月1日現在において、認可外保育施設の開設後引き続き1年以上 運営を行っていること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費は、補助を受ける年度中(第7条の規定による交付決定前の期間を含む。)の次に定める経費とする。
 - (1) 施設職員の健康診断に要する経費
 - (2) 調理担当職員及び調乳担当職員の検便に要する経費
 - (3) 園児賠償責任保険の掛金に要する経費
 - (4) 防災設備の整備、安全確保及び衛生管理に必要な備品購入に要する経費
 - (5) 嘱託医を置き、乳幼児の健康診断を実施した場合の経費
 - (6) 保育従事者について、指導監督基準で求める職員数を全て保育士で配置した場合の人件費 ただし、保育士の数の算定について、当該施設に勤務する保健師又は看護師、准看護師 を、1人に限り保育士としてみなすことができる。

(7) 障がいのある児童を保育するにあたり、指導監督基準を超えて障がい児保育分として保育士を配置した場合の人件費

ただし、保育士の数の算定について、当該施設に勤務する保健師又は看護師、准看護師 を、1人に限り保育士としてみなすことができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表により算出した額とし、申請に基づき決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする施設の代表者は、様式第1号による補助金交付申請書に関係 書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなれければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 補助金の交付決定は、様式第2号による補助金交付決定通知書にて申請者へ通知するものとする。
- 2 補助金の決定額に変更が生じた場合は、施設の代表者は様式第3号による補助金変更交付申請 書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、様式第4号による補助金変更交付決定通知書により交付の決定を変更することができる。

(補助金の確定)

第8条 補助金の確定は、様式第5号による補助金実績報告書に基づき行い、様式第6号による補助金交付確定通知書にて申請者へ通知するものとする。

(経理)

- 第9条 補助金の交付を受けた認可外保育施設は、事業の実施内容及びその収支を明確にした書類 を常に整備しておかなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた認可外保育施設に対して、当該補助金の執行状況について帳簿 その他必要な書類を調査し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定に基づく調査により補助金の交付を受けた施設が、この要綱に違反した、 又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたと認めたときは、その補助金の全部又は一部の返還 を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

補助区分		補助対象経費	補助基準額
基本分	保	①職員の健康診断に要する経費	1 人当たり 補助対象経費の 1/2 に相当する額 年額 3,700円を限度 ※4月1日を基準日とする。
	健衛生費	②調理担当職員及び調乳担当 検便経費	1 人当たり 補助対象経費の1/2 に相当する額 1 回につき 590円を限度 月1回(年12回)2名 まで (検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大 腸菌O157を含む検便とする。)
	③園児賠償責任保険掛金		1施設当たり 年額15,000円又は、実費のいずれ か低い額
	管理費	④防災設備の整備、安全確保及 管理に必要な備品購入経費	び衛生 1 施設当たり 補助対象経費の 1/2 に相当する額 (ただし、年額100,000円を限度とする) ※別紙4の提出が必要
	保健衛生費	⑤嘱託医を置き、乳幼児の健康 実施した場合の経費	診断を1施設当たり 年額 117,000円(検査項目は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する検査の項目に準ずるもの)
加算分	保育従事者に ついて、指導監督基準で求め る職員数を全 て有資格者(保 青士)で配置し ている場合の 人件費 として保育士を した場合の人件	ついて、指導監	⑥毎月1日に在籍する乳児0~2歳児数 7~12人 月額 48,000円0~2歳児数 13人以上 月額 96,000円
		たり、 を超え 保育分 を配置 で (7毎月1日に在籍する障がい児 障がい児数 1~3人 月額 48,000円 障がい児数 4人以上 月額 96,000円	

備考

保健衛生費について、保護者負担額がある場合に上表の「補助対象経費」の欄に定める経費の実 支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、「補助基準額」の欄に定める額とを比較して少な い方の額とする。

産前産後家庭支援業務(産前産後ホームヘルプサービス)

業務の内容

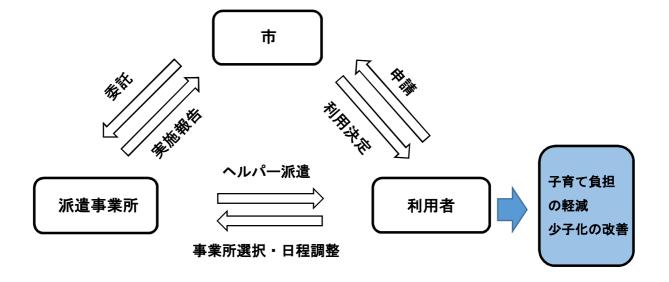
(概要)

妊娠中及び出産後間もない時期で体調がすぐれず、日中家族からの支援が受けられない方にヘルパーを派遣して、家事や育児を支援する事業

- ・利用期間・・・・妊娠中(母子健康手帳交付後)から出産後6か月以内 (多胎児出産の場合は1年以内)
- ・利用回数等・・・1日2回、かつ4時間まで 利用できる期間中、合計60時間 (多胎妊娠・出産の場合は80時間)まで
- 支援内容
 - ○家事に関すること
 - ・食事の準備及び後かたづけ
 - 衣類の洗濯、補修
 - ・居室内の掃除、整理整頓
 - ・生活必需品の買い物
 - ・その他必要な家事援助

○育児に関すること

- 授乳介助
- ・おむつ交換
- ・もく浴介助
- 兄及び姉の世話
- ・その他必要な育児援助



「いちょうの家」指定管理者選定

「いちょうの家」は、配偶者がいないか又はこれに準ずる事情があり、児童を 養育している母子世帯で、その児童が福祉に欠けると認められた場合、その母子 を入所させて保護するとともに、母子の自立促進のためにその生活を支援する ことを目的とした母子生活支援施設です。

施設の概要

所 在 地 : 岡崎市久後崎町字キロ1番地2

開 設: 昭和22年4月1日

設置主体 : 岡崎市

施設規模 : 鉄筋コンクリート4階建

敷地面積 : 1,138 ㎡ 入所定員 : 20世帯

付属施設 : 集会室、相談室、保育室、カウンセリングルーム

共同浴室、家庭用浴室、共同トイレ、倉庫、自転車置場

1名 職員構成 : 施設長 母子支援員 5名

> 少年指導員 3名 個別対応職員 1名

心理療法担当職員 3名

指定管理者 : 平成 18 年度~平成 22 年度 社会福祉法人 若竹荘

> 平成 23 年度~平成 27 年度 社会福祉法人 若竹荘

平成28年度~平成32年度 27年度募集

今年度スケジュール(公募)予定

27年6月 第1回選定委員会

募集開始 7月

第2回選定委員会 9月

10月 選定結果公表12月 12月定例会(指定・債務負担の議決)

28年4月 管理代行開始

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の概要

《目 的》慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等(以下、小慢児童 等)及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

《根拠法令》児童福祉法第19条の22(児童福祉法の一部改正:平成27年1月1日施行)

相談支援事業

《目的》適切な療養の確保、自立心の確立等の便宜を供与し、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

療養相談指導事業

面接相談や家庭訪問に よる療養生活相談



ピアカウンセリング

小慢児童等の家族による相互の相談・助言



小児慢性特定疾病児童等自立支援員

小慢児童等の成人期に向けた支援により一層の自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、相談支援事業の支援を行う。

《業務内容》

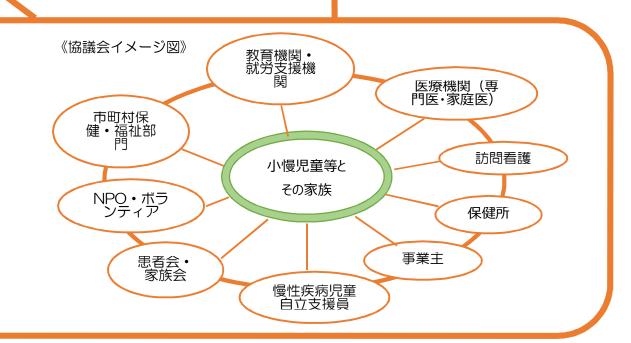
- ・自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成、フォローアップ
- 関係機関との連絡調整等
- 小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会への参加

小児慢性疾病児童等地域支援協議会

《目的》関係機関の連携による地域における支援体制の確立

《協議会の機能》

- 地域の現状と課題の把握
- ・課題の明確化
- ・ 支援内容の検討



	H27.4 5 6	7 8 9 10 11 12 H28.1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 H29.1 2 3 4	5 6 7 8 9 10 11 12 H30.1 2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 H31.1 2 3
1. 造成	事業契約	造成工事			· + + + +
2. 基本・実施設計 こども発達センター新築部分		基本実施設計・確認申請			- + + - - - + + - -
基本・実施設計 こども発達センター既存部分		基本実施設計・確認申請			
基本・実施設計 友愛の家		基本実施設計・確認申請			
3. こども発達センター新築部分	### ### #############################				
4. 友愛の家 (旧清楽荘・若葉学園)				力 <u>放工</u> 車	供用開始
5. こども発達センター既存部分 (旧めばえの家・旧友愛の家)					改修工事
6. 福祉センター北線整備 (市道)	 	設計	延長部分改修工事		既設部分改修工事
A. PFI事業	仮契約締結 契約締結 契約締結 業案提出	出			価格 変動 交渉
B. 既存施設運用 清楽荘				改修後、友愛の家として活用	
既存施設運用 若葉学園				用途廃止後改修し、友愛の家として活用	
既存施設運用 めばえの家				用途廃止後、福祉の村管理事務所として一時利用	用途廃止後改修し、こども発達センター既存部分として活用
既存施設運用 友愛の家					用途廃止後改修し、こども発達センター既存部分として活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
既存施設運用 福祉の村体育館					では、こども発達センター既存部分として活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・